# 中新田保育所民営化に係る事業者選定要領

## １　目的

この要領は、中新田保育所民営化に係る事業者について、公平かつ適正に選考するための審査方法及び審査基準等を定めることを目的とする。

## ２　審査及び選定方法

審査は、一次審査と二次審査を行う。

### （１） 第一次選定

一次選定は、応募者が応募資格を満たしていることを、応募書類の確認によって行い、応募資格を満たしていない場合は失格とする。一次審査は別紙「中新田保育所運営事業者第一次審査評定票」に基づき、提案書による書類を参考にした審査を行い、第二次審査の対象事業者を選定する。各委員の評価点は５００点満点とし、平均点（各委員の評価点を合計し、出席委員数で除して平均点を算出）が５割未満の場合は、原則第二次審査へは進めない。

### （２）第二次選定

① 二次選定は、一次審査を通過した応募者（以下、「対象者」という。）を対象とする。

② 審査は面接審査とし、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

③ 審査は別紙「中新田保育所運営事業者第二次審査評定票」に基づく採点方式とする。

④ 各委員の評価点は４００点満点とし、一次審査における各委員の評価点との合計点が最も高い対象者を運営予定事業者とする。

⑤ 合計評価点が同点となった場合は、一次審査項目も含め再協議し決定する。

⑥ 公開プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

- 実施日時　令和５年１月１５日（日）午前９時から
- 実施場所　中新田公民館ホール
- 面接審査　提案を基にしたプロジェクター等によるプレゼンテーション(15 分以内)及び選定委員による事業者・園長予定者へのヒアリング（15 分程度)。
- 出 席 者　対象者の出席者は各法人３名以内（事業者・園長予定者・担当職員等）とし、委託されたコンサルタント等の他事業者の出席は認めない。
- 公　　開　プレゼンテーション及びヒアリングについては公開とする。ただし、個人に関する情報または公にすることにより財産上の利益または地位を不当に害する恐れがある情報が含まれる場合は、一部非公開とする。
- そ の 他　当日の追加提案や追加資料の配布は認めない。

## ３　結果通知

選定結果は対象者全員に通知する。決定事業者については、町ホームページで公表する。

## ４　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。